

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 (JBLSF)

私的海外活動及び国際ライセンス申請規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「JBLSF」という。）に登録する競技者が、JBLSFの公式代表派遣事業以外で海外において競技会参加、滑走練習、合宿その他の活動（以下「私的海外活動」という。）を行う場合及び国際連盟が発行するライセンスを申請する場合の手続、承認基準、安全管理、費用負担、記録管理及びJBLSFの関与範囲を定め、競技者の安全確保、競技活動の適正な運営及びJBLSFのリスク管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「私的海外活動」とは、JBLSFが公式に派遣する代表事業以外で、競技者本人又は所属先（企業、学校、所属地方連盟その他の団体を含む。）の判断及び負担により実施する海外での競技会参加、滑走練習、合宿その他これらに準ずる活動をいう。
- (2) 「公式代表派遣事業」とは、JBLSFが理事会決定又は関係規程に基づき、公式事業として選考、派遣又は管理する代表派遣事業をいう。私的海外活動の承認又は届出受理のみをもって、当該活動を公式代表派遣事業とみなすものではない。
- (3) 「除外大会」とは、オリンピック競技大会、世界選手権大会、ジュニア世界選手権大会、ワールドカップシリーズ、その他JBLSFが公式代表派遣事業としてのみ実施すべきものとして理事会が承認した大会をいう。
- (4) 「IFライセンス」とは、IBSF又はFILその他国際連盟が発行する国際競技会又は海外滑走に必要なライセンス、登録、資格又はこれに準ずる手続をいう。
- (5) 「帯同責任者」とは、20歳以上で、安全管理、生活管理、緊急時対応及び関係者連絡を担う能力を有するとJBLSFが認めた者をいう。
- (6) 「技術指導者」とは、当該競技の競技経験、指導経験又は公認資格等を有し、氷上滑走その他競技活動における技術的指導及び直接的な安全確認を行う能力を有する者をいう。なお、日本人の技術指導者については、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有することが望ましい。
- (7) 「連盟資産」とは、JBLSFが所有し、又は管理するソリ、ランナー、車両、工具、運搬機材その他の資産をいう。
- (8) 「HPD」とはハイパフォーマンスディレクターを、「HPAD」とはハイパフォーマンスアシスタントディレクターを、「HP本部会」とはハイパフォーマンス本部に置かれる会議体をいう。
- (9) 「国際情報担当」とは、International Relations Officer又は事務局国際担当として、IF規程、国際競技会情報、ライセンス、クォータ、エントリーその他国際手続の確認を担う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、JBLSF登録競技者が私的海外活動を行う場合及びIFライセンスを申請する場合に適用する。

2 この規程に基づく承認は、日本代表としての派遣、JBLSF公式代表派遣事業への参加、JBLSFによる費用負担又はJBLSFによる安全確保の保証を意味するものではなく、私的海外活動に対する承認又は届出受理として取り扱う。

3 私的海外活動におけるスポンサーシップ契約、広告・宣伝活動、ロゴ、代表表示その他表示の使用については、別に定める個人スポンサー規程及びロゴ・代表表示規程による。

4 私的海外活動において連盟資産を使用する場合は、別に定める所有資産管理規程による。

5 私的海外活動における保険加入については、別に定める私的海外活動における保険加入基準による。

6 JBLSFが公式事業として実施する国際競技会への選手選考及び派遣については、別に定める国際競技会派遣選手選考規程及び競技別選考基準による。

(基本原則)

第4条 私的海外活動は、競技者本人又は所属先の責任と費用負担により実施する活動であり、活動参加者は、現地法令、IF規程、大会規則、施設規則、JBLSF諸規程及びJBLSFの指示を遵守しなければならない。

2 活動参加者は、私的海外活動がJBLSFの公式代表派遣事業又は日本代表活動であるとの誤認を生じさせてはならない。

3 JBLSF は、私的海外活動が JBLSF の公式事業、代表選考、国際大会エントリー、IF ライセンス、クォータ、連盟資産、安全管理、コンプライアンス又は公式スポンサーの権利に影響を及ぼすおそれがある場合、必要な確認、条件付き承認、保留、不承認又は承認取消を行うことができる。

第2章 参加資格及び要件

（参加要件）

第5条 私的海外活動を行う競技者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該年度の JBLSF 登録競技者であること。
- (2) 当該活動に必要な IF ライセンスを保有し、又は取得見込みであること。
- (3) 競技中、練習中及び公式トレーニング中の事故が補償対象となる海外旅行保険その他必要な保険に加入していること。
- (4) 帯同責任者を配置すること。ただし、活動内容、年齢、経験、実施地域その他の事情により HPAD が安全管理上支障がないと認め、HPD が承認した場合はこの限りでない。
- (5) 滑走その他競技活動を行う場合は、技術指導者の指導又は監督を受ける体制を整えること。
- (6) 技術指導者又は帯同責任者の立会いがない単独滑走その他安全管理上不適切な活動を行わないこと。
- (7) 未成年者は、第17条に定める要件を満たすこと。
- (8) 連盟資産を使用する場合は、第18条及び所有資産管理規程に定める要件を満たすこと。
- (9) アンチ・ドーピング、コンプライアンス、インテグリティ、安全管理、SNS 利用その他 JBLSF が指定する事項を遵守すること。

（IF ライセンス申請及び国際規程確認）

第6条 IF ライセンスを申請する競技者は、JBLSF が指定する方法により、事務局に申請しなければならない。

2 国際情報担当は、IF ライセンスの種別、申請期限、年齢要件、資格要件、クォータ、エントリー条件、競技会情報及び IF 規程との整合性を確認する。

3 HPAD は、前項の確認結果を踏まえ、当該申請が JBLSF の公式事業、強化計画、派遣計画又はクォータ管理に支障を及ぼさないかを確認する。

4 IF ライセンスの発行、更新、承認又は有効性は、IBSF 又は FIL その他国際連盟の判断によるものであり、JBLSF はその発行又は使用可能性を保証しない。

第3章 申請及び承認手続

（申請手続）

第7条 競技者は、原則として活動開始日の30日前までに、次の各号の書類を JBLSF に提出しなければならない。

- (1) 私的海外活動・IF ライセンス統合申請書
- (2) 活動計画書、滑走練習計画書、活動日程表又は大会要項
- (3) 保険証券の写し、加入証明書又は見積書及び補償内容を確認できる資料
- (4) 誓約書
- (5) 未成年者参加同意書及び Emergency Medical Consent Form（未成年者の場合）
- (6) 連盟資産・車両使用申請書（該当する場合）
- (7) スポンサー・ロゴ表示申請書（該当する場合）
- (8) 緊急連絡先、帯同責任者及び技術指導者に関する資料
- (9) その他 JBLSF が必要と認める資料

2 前項の期限後に申請する場合、競技者は遅延理由を明示しなければならない。JBLSF は、確認に必要な期間を確保できない場合、申請を受理せず、又は審査を保留することができる。

3 活動申請後に活動内容、日程、参加大会、帯同責任者、技術指導者、保険、連盟資産の使用、スポンサー又はロゴ表示その他重要事項に変更が生じた場合、競技者は速やかに JBLSF へ報告し、必要に応じて再承認を受けなければならない。

（審査及び承認）

第8条 HPAD は、申請内容を審査し、次の各号の事項を確認する。

- (1) 当該活動が除外大会に該当しないこと及び第5条の参加要件を満たしていること。
- (2) 活動計画が競技力の維持又は向上に資し、渡航先及び経由地の治安、紛争、政情不安、感染症、自然災害、航空運行状況、外務省その他公的機関の渡航情報、現地医療体制その他の事業に照らし、安全管理上相当であること。
- (3) 帯同責任者及び技術指導者の体制が、当該活動の安全性を担保するに足りること。

- (4) 保険加入内容、緊急連絡体制、医療対応体制及び未成年者対応が適切であること。
- (5) JBLSF の公式事業、代表選考、国際大会エントリー、IF ライセンス、クォータ管理又は強化計画に支障を及ぼさないこと。
- (6) コンプライアンス上、インテグリティ上又はブランド管理上の問題がないこと。
- 2 国際情報担当は、IF 規程、ライセンス、クォータ、エントリー期限、国際大会情報及び国際連盟への照会事項を確認する。
- 3 医科学・安全担当又は Safeguarding Officer は、未成年者、高リスク活動、医療上又は安全上の懸念がある活動について、必要な確認を行うことができる。
- 4 連盟資産を使用する場合、Material Officer 又は資産管理責任者は、使用目的、使用可否、点検、保険、費用負担及び返却方法を確認する。
- 5 スポンサー、ロゴ表示、JBLSF ロゴ、代表表示又は所属先表示を伴う場合、マーケティング委員会又は担当者は、関係規程及び公式スポンサーとの整合性を確認する。
- 6 HPD は、前各項の審査及び確認結果に基づき、承認、不承認又は保留を決定する。承認に条件を付すことができる。
- 7 HPD に利益相反その他審査の公正性に疑義を生じさせる事情がある場合、会長又は理事会が指定する者が審査又は決定を代行する。
- 8 事務局は、承認、不承認、保留、条件付き承認及び承認取消の結果を記録し、必要な関係者へ通知する。

(HP 本部会への報告)

第 9 条 HPD 又は HPAD は、私的海外活動及び IF ライセンス申請に関する承認、不承認、保留、条件付き承認、承認取消、重大リスク、事故、未了案件その他重要事項を、HP 本部会へ定期的に報告する。

2 前項の報告は、選手個人情報、医療情報、未成年者情報その他取扱いに配慮すべき情報を必要な範囲に限定して行うものとする。

(不承認、保留及び承認取消)

第 10 条 JBLSF は、次の各号のいずれかに該当する場合、申請を不承認若しくは保留とし、又は既に行った承認を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の不備、虚偽申告、重要事項の未報告又は確認資料の不足がある場合
 - (2) 除外大会に該当する場合又は JBLSF の公式事業としてのみ実施すべき活動と認められる場合
 - (3) 保険加入、帯同責任者、技術指導者、未成年者対応又は緊急連絡体制が不十分である場合
 - (4) IF ライセンス、クォータ、エントリー、公式代表派遣事業又は強化計画に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 連盟資産の安全な使用、保管、返却又は費用負担に懸念がある場合
 - (6) コンプライアンス、アンチ・ドーピング、セーフガーディング、ハラスメント、反社会的勢力、信用失墜その他重大な懸念がある場合
 - (7) その他 JBLSF が私的海外活動又は IF ライセンス申請を認めることが適当でないと判断した場合
- 2 不承認、保留又は承認取消を行う場合、JBLSF は、緊急を要する場合を除き、理由を競技者に通知する。

(不服申立て)

第 11 条 本規程に基づく決定に異議がある競技者は、決定通知を受けた日から 7 日以内に、理由及び根拠資料を付して、事務局を通じて理事会に再審査を申し出ることができる。

2 理事会は、必要に応じて HP 本部会、コンプライアンス・倫理委員会、国際情報担当、医科学・安全担当又は関係者の意見を聴取することができる。

3 前二項の手続は、競技者が日本スポーツ仲裁機構その他外部紛争解決機関に申立てを行う権利を妨げるものではない。

第 4 章 費用負担及び支援範囲

(費用負担)

第 12 条 私的海外活動に要する渡航費、宿泊費、参加料、滑走料、保険料、ライセンス料、用具費、車両費、現地交通費、キャンセル料、送金手数料その他一切の費用は、競技者又は所属先の負担とする。

2 JBLSF が費用を立て替えた場合、競技者は、JBLSF からの請求を受けた日から 14 日以内に、送金手数料等を含む総額を JBLSF へ償還しなければならない。

3 正当な理由なく償還が遅延した場合、JBLSF は、当該競技者の次回以降の申請を受理せず、又は承認を保留することができる。

(JBLSF の支援範囲及び免責)

第 13 条 JBLSF は、私的海外活動について、IF ライセンス申請、国際情報の確認、必要な書類確認、連盟資産使用の可否確認その他必要な範囲で支援又は確認を行うことができる。

2 前項の支援又は確認は、当該活動の安全性、競技成績、参加可否、IF ライセンスの有効性、保険金支払、現地施設又は大会主催者の判断を保証するものではない。

3 競技者は、私的海外活動により生じた損害、費用、事故、疾病、紛争、取消料その他の責任を、自己又は所属先の責任において処理するものとする。ただし、JBLSF の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

(活動結果及び国際ポイントの取扱い)

第 14 条 私的海外活動として参加した国際競技会、国際シリーズ又はこれに準ずる活動において取得した成績、ランキング、ポイント、滑走記録その他の実績は、IBSF、FIL その他国際連盟又は大会主催者の公式記録により確認できる場合、国際競技会派遣選手選考規程、競技別選考基準、年度別評価資料又は HP 本部会の審議における参考資料として取り扱うことができる。

2 前項の実績は、競技者の競技力、国際資格、ランキング、クォータ、活動状況又は将来性を評価する資料となり得るが、当該実績の取得のみをもって、派遣選手 A 若しくは派遣選手 B としての選考、JBLSF 公式代表派遣事業への参加、日本代表表示、JBLSF による費用負担又は連盟資産使用を当然に認めるものではない。

3 競技者は、私的海外活動において取得した成績、ポイント又はランキングに関する資料を、JBLSF から求められた場合、速やかに提出しなければならない。

第 5 章 安全管理及び遵守事項

(安全管理及び緊急時対応)

第 15 条 競技者、帯同責任者及び技術指導者は、活動中の安全確保、健康管理、用具管理、現地法令及び施設規則の遵守、緊急連絡体制の維持を主体的に行わなければならない。

2 事故、傷害、疾病、重大な用具破損、車両事故、ハラスメント、セーフガーディング上の懸念その他重大な事案が発生した場合、活動参加者は、人命及び安全確保を最優先し、可能な限り速やかに JBLSF へ第一報を行い、発生を知った時から 24 時間以内に所定の報告を行わなければならない。なお、その窓口は事務局、または HPD および HPAD、のいずれかとする。

3 未成年者、重大事故、医療搬送、保険請求、連盟資産の重大破損又は対外説明を要する事案については、事務局、HPD、HPAD、医科学・安全担当及び必要な関係者へ速やかに共有する。

(遵守事項)

第 16 条 競技者及び活動参加者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) JBLSF 諸規程、IF 規程、大会規則、施設規則、現地法令、アンチ・ドーピング規則及び安全管理上の指示を遵守すること。

(2) 私的海外活動が JBLSF の公式代表派遣事業ではないことを明確にし、「日本代表」「TEAM JAPAN」「JBLSF 代表」その他公式代表活動と誤認される表示又は発信を行わないこと。

(3) SNS、インターネット配信その他の媒体において、公式代表活動と誤認されるおそれのある表現を行わないこと。

(4) 単独滑走その他安全管理上不適切な活動を行わないこと。

(5) 現地で発生した費用、立替金、未払金その他精算事項を速やかに処理し、JBLSF 又は関係者の信用を損なわないこと。

(6) JBLSF から求められた活動報告、事故報告、保険資料、資産使用記録その他の資料を期限までに提出すること。

(未成年者)

第 17 条 未成年者が私的海外活動を行う場合、親権者又は法定代理人の同意書、緊急医療同意書、緊急連絡先、帯同責任者及び必要な安全管理体制を整えなければならない。

2 未成年者の単独滑走は認めない。未成年者の単独渡航についても原則として認めない。ただし、渡航経路、現地受入体制、年齢、経験その他の事情を踏まえ、HPD が安全管理上相当と認める場合は、個別に条件を付して承認することができる。

3 未成年者について必要な書類の提出又は安全管理体制の確認ができない場合、JBLSF は、当該活動の承認、滑走参加又は連盟資産の使用を認めない。

(連盟資産の使用)

第 18 条 私的海外活動において連盟資産を使用する競技者は、事前に連盟資産の使用申請を行い、所有資産管理規程に基づく承認を受けなければならない。

- 2 連盟資産を使用する場合、競技者は、当該資産の損壊、盗難、輸送中の損害、第三者賠償その他必要なリスクに対応する保険又は補償体制を確認しなければならない。
- 3 連盟資産の破損、紛失、事故、費用負担、返却、点検及び記録管理については、所有資産管理規程による。

第6章 記録管理及び雑則

（記録管理）

第19条 事務局又は事務局 PMO は、本規程に基づく申請、審査、確認、承認、不承認、保留、承認取消、報告、事故、保険、IF ライセンス、連盟資産、スポンサー・ロゴ表示その他の記録を、所定の保管先に保存する。

2 前項の記録は、原則として作成年度の翌年度から5年間保存する。ただし、重大事故、未成年者、保険請求、紛争、国際連盟照会又は連盟資産に関する記録については、必要な期間保存するものとする。

（他規程との関係）

第20条 この規程に定めのない事項については、JBLSF の定款、運営規程、国際競技会派遣選手選考規程、所有資産管理規程、私的海外活動における保険加入基準、個人スポンサー規程、ロゴ・代表表示規程、コンプライアンス・倫理に関する規程その他関係規程による。

2 この規程と他の規程の適用関係に疑義がある場合、理事会が解釈を決定する。ただし、緊急を要する実務判断については、HPD 又は会長が暫定的な判断を行い、速やかに理事会又は HP 本部会へ報告する。

（改廃）

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、2016 年（平成 28 年）10 月 20 日施行、2022 年（令和 4 年）10 月 4 日改訂の「国際ライセンス申請規程」は廃止し、IF ライセンス申請に関する手続は、この規程に基づき処理する。
- 3 施行日前に国際ライセンス申請規程に基づき受理又は手続中の申請は、別段の定めがない限り、この規程に基づく申請又は手続とみなす。
- 4 この規程の施行後に、関連様式、私的海外活動における保険加入基準、所有資産管理規程、ロゴ・代表表示規程及び個人スポンサー規程において旧表記又は旧手続が残る場合は、この規程の趣旨に従い読み替えて運用する。
- 5 2026 年 7 月 29 日 一部改定
- 6 本規程の施行日前に、従前の規程又は 2026 年度の暫定的な運用に基づき受理、確認、承認又は処理された申請及び手続は、本規程の趣旨に反しない限り、本規程に基づく手続として引き継ぐ。
- 7 本規程により新たに定める保険加入、帯同体制、技術指導者の配置その他の義務は、2026 年 7 月 29 日以後に開始する活動に適用する。
- 8 現行の「国際ライセンス申請規程」は、2026 年 7 月 29 日をもって廃止する。